

## 生活支援相談員等の実績が活かされる仕組みについて (社会福祉士国家試験の受験資格に必要な実務経験への算入)

被災地では、相談員の方々が、長期避難を続ける被災者に寄り添いながら、見守り等を担っており、相談業務で多くの経験とノウハウを身につけてこられた人材が多く輩出されてきています。

相談員の方々は、今後、高齢者のケアが重要な課題となる地域にとって重要な人材であり、その経験が福祉分野でのキャリアアップにつながる仕組みについて、被災者支援の「総合対策」（平成27年1月策定）において、対策の1つに位置づけたところです。

復興庁から厚生労働省に検討を要請してきたところ、新たに、生活支援相談員<sup>(注1)</sup>としての職歴が、社会福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験として、算入が認められることとなりました（平成27年度国家試験から適用）。

(注1) 被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）により、被災者の見守り・相談支援を実施する相談員。被災3県で約430名程度。

(注2) 従前、福祉関連の学歴等がない場合でも、生活支援相談員の実務経験4年で、受験資格に必要な実務経験として評価。

なお、平成28年度予算概算要求では、被災者支援総合交付金を拡充し、従来、緊急雇用を含め、様々な制度を活用して実施されてきた見守り事業について統合し、一元化を図ることとしています。

これに併せて、今後、これまで総合交付金以外の財源で活動してきた相談員の方々についても、一定の要件の下で、実務経験の算入を認める対象としていくことについて、厚生労働省と連携しながら、検討していきます。

(注3) 総合交付金に「地域支え合い体制づくり事業」及び「震災等対応雇用支援事業（見守り関連部分）」等を統合し、「被災者見守り・相談支援事業」を創設予定。

(本件照会先)  
復興庁被災者支援班  
参事官：牛島 担当：諏訪  
TEL 03-5545-7481

(参考) 被災者支援(健康・生活支援)総合対策(平成27年1月策定)

### 3. 支援者ケアの促進

#### (2) 実績が活かされる仕組みの検討

相談員・復興支援員として復興に貢献した方々においては、長期避難を続ける非常に多くの方に集中的に対応され、見守りや相談業務において高いノウハウも身につけられた人材が多く輩出されてきている。

これらの方々は、今後、高齢者のケアが重要な課題となる地域にとって重要な人材であるとともに、大規模な災害にしばしば見舞われる我が国としても大切な人材である。また、このような活動が評価される仕組みを設けることにより、活動される方々のモチベーションを上げることもできるものと考えられる。

このため、今回の震災で相談員・復興支援員として活動された方々について、福祉分野等での今後のキャリアアップにつながるように、活動の実績を示した記録の交付など、実績が活かされる仕組みについて検討していく。

#### 【対策18】実績が活かされる仕組みの検討

○生活支援相談員等の職務経験が福祉分野等でのキャリアアップにつながる仕組みについて検討していく。〈復興庁、厚生労働省〉

(別添資料)

社会福祉士国家試験の受験資格における生活支援相談員の実務経験の取扱について

(厚生労働省資料)

# 社会福祉士国家試験の受験資格における生活支援相談員の実務経験の取扱いについて

厚生労働省

- 平成27年度社会福祉士国家試験から、受験資格として必要とされる実務経験に、「地域コミュニティ復興支援事業」及び「被災者健康・生活支援総合交付金(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業)」により、生活支援相談員として従事した期間を算入できるようになりました。(以下の図の赤枠内の相談援助実務年数として評価)
- 専任の相談員として従事した期間が対象となります。
- 詳細は、国家試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興試験センターのHPをご確認下さい。

